

大

公示第 2 号

空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定解除について

農地法第3条第2項第5号の規定により、別段の面積の設定区域として指定した下記の区域について、別段の面積の設定区域の指定を解除する。

令和3年1月8日

つがる市農業委員会
会長 山本康樹



1 設定区域 つがる市木造兼館燕口44番2

2 解除理由 上記設定区域は五所川原圏域空き家バンクに登録された空き家に付属した農地として別段の面積の設定区域に指定したが、今般、農地法第3条第1項の規定による許可を受け、空き家と共に所有権移転登記がなされ、指定した目的を果たしたため。